

弥富市認知症高齢者等事前登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者又はその疑いのある者（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明となった場合に、早期に発見し、保護するため実施する認知症高齢者等の情報を事前に登録する制度（以下「事前登録制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事前登録制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、外出中に行方不明となるおそれのある次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する介護予防日常生活支援総合事業の対象者
- (3) 64歳以下で認知症と診断された者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としなない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院している者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うための同項に規定する共同生活を営むべき住居に入居している者、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム若しくは同法第20条の6に規定する軽費老人ホームに入所している者又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホームに入居している者
- (3) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設に入所している者
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新含む。）に係る同条第1項

に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居している者
(届出及び登録)

第3条 登録を希望する対象者又はその家族は、認知症高齢者等登録届
(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、
不備がないと認めるときは、当該対象者の情報を認知症高齢者等登録台
帳(第2号様式)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録された対象者(以下「登録者」とい
う。)の情報を住民基本台帳等により把握し、認知症高齢者等登録台帳
を最新の状態に保つように努めなければならない。

(登録の変更及び削除)

第4条 登録者又はその家族は、前条第1項の規定による届出の内容に変
更があったとき又は当該登録を削除しようとするときは、認知症高齢者
等登録情報(変更・削除)届(第3号様式)により市長に届け出なけれ
ばならない。

(情報の外部提供)

第5条 市長は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第
69条第2項の規定に基づき、登録者に関する情報を次に掲げる関係機関
に提供することができる。

(1) 弥富市地域包括支援センター

(2) その他市長が必要と認める機関

(個人情報の取扱い)

第6条 市長及び前条の規定により登録者に関する情報の提供を受けた関
係機関は、登録者に関する情報を事前登録制度以外の目的のために利用
し、又は提供してはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。